福島市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 32 号

福島市財務規則の一部を改正する規則

福島市財務規則（平成15年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第59条第１項中「請求書」の次に「、別表第１に定める書類」を加える。

第63条第３項中「定める」の次に「支出決定時に必要な」を加える。

第67条の表議会事務局の項中「総務課長」を「議会総務課長」に、「庶務係長」を「総務係長」に改める。

第81条第１項第４号中「前号の規定に準じて小切手及び」を削り、同号後段を削る。

第143条第２項第１号ア中(カ)から(ケ)までを削り、(コ)を(カ)とし、(サ)を(キ)とする。

第150条第１項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第14号までを１号ずつ繰り上げる。

第165条第１項及び第２項中「ときは」の次に「、別に定める場合を除き」を加える。

第185条第１号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第２号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第３号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第４号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第６号中「50万円」を「100万円」に改める。

第249条に次の１項を加える。

４　第２項の規定は、財務会計システムに検査日を登録することで前条第２項に規定する検収印の押印に代えることができる。

第252条第２項中「受領印」を「受領書」に改める。

別表第１中「第56条」の次に「、第59条」を加え、別表第１の（その１）の表中「支出命令時」を「支出決定時」に改め、同表１の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「１　報酬」を「全てのもの」に改め、「２　給料」及び「３　職員手当」を削り、同表４の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「４　共済費」を「全てのもの」に改め、同表５の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「５　災害補償費」を「全てのもの」に改め、同表６の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「６　恩給及び退職年金」を「全てのもの」に改め、同表８の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「８　旅費」を「全てのもの」に改め、同表10の項を次のように改める。

10　需用費 (01)消耗品費 (02)燃料費 (04)印刷製本費 (06)修繕料 (07)材料費	契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納品書）	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあっては、（　）書によることができる。

別表第１の（その１）の表中

「

(04)印刷製本費	契約を締結するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。ただし、500百万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納品書）		契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあっては、（　）書によることができる。
(05)光熱水費	請求のあったとき。	請求のあった額	支出命令を発したとき。	請求書 納入通知書 その他納入に関する書類	(05) 光熱水費	支出負担行為に必要な主な書類	
(06)修繕料 (07)材料費	契約を締結するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納品書）		契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあっては、（　）書によることができる。
11　役務費 (01)通信運搬費 (02)保管料 (03)広告料 (04)手数料 (05)筆耕翻	契約を締結するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。ただし、広告料は20万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納入通知書、その他納入の通知に関する文書）	(01) 通信運搬費 契約を要するものを除く。	契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	通信運搬費（契約を要するものを除く）又は、単価契約による場合にあっては

訳料 (06)保険料							、（　）書によることができる。

」

を

「

(05)光熱水費	請求のあったとき。	請求のあった額	支出命令を発したとき。	請求書 納入通知書 その他納入に関する書類	全てのもの	支出負担行為に必要な主な書類	
11　役務費 (01)通信運搬費	契約を締結するとき。（請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。	契約に係る書類（請求書、納入通知書、その他納入の通知に関する文書）	単価契約によるもの	契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあっては、（　）書によることができる。
(02)保管料 (03)広告料 (04)手数料 (05)筆耕翻訳料 (06)保険料	契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき	契約金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。ただし、広告料は20万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納入通知書、その他納入の通知に関する文書）	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあっては、（　）書によることができる。

	。（請求のあったとき。）						

」

に改め、同表15の項を次のように改める。

15　原材料費	購入契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定するとき。（請求のあったとき。）	購入契約に係る金額（請求のあった額）	支出命令を発したとき。ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類（請求書、納品書）	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請書、請求書、納品書（支出負担行為に必要な主な書類）	単価契約による場合にあっては、（　）書によることができる。

別表第１の（その１）の表17の項を次のように改める。

17　備品購入費	購入契約を締結するとき。執行予定金額が10万円未満の場合にあっては、支出を決定する	購入契約に係る金額	支出命令を発したとき。 ただし、500万円以上のときは支出負担行為をしたとき。	契約に係る書類	執行予定金額が10万円未満のもの	契約書、請書、請求書、納品書	

	とき。						

別表第１の（その１）の表19の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「19　扶助費　給付物品購入を除く。」を「給付物品購入を除く全てのもの」に改め、同表22の項支出負担行為伺兼支出命令書でできるものの欄中「22　償還金、利子及び割引料」を「全てのもの」に改め、同表26の項中「26　公課費（10万円未満）」を「10万円未満のもの」に改め、同表備考第２項中「支出命令時」を「支出決定時」に改める。

別表第１の（その２）の表中「支出命令時」を「支出決定時」に改め、同表３の項中「当該繰越に係る予算配当のあったとき。」を「その科目に応じて別表第１（その１）による。」に、「支出命令を発したとき。」を「その科目に応じて別表第１（その１）による。」に、「繰越しに関する調書」を「その科目に応じて別表第１（その１）に定める当該支出負担行為に必要な主な書類」に改め、同表備考中「複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為」を「支出負担行為として整理済の繰越し、債務負担行為及び継続費」に、「経費の支出を決定するとき」を「年度の始期」に改める。

別表第２の１の表政策調整課の項中「寄付」を「寄附」に改め、同表契約検査課の項、農業振興課の項及び生活課の項を削り、同表文化スポーツ振興室の項中「市史等図書館」を「図書」に改め、「○　複写機使用料の収納」及び「○　物品販売料の収納」を削り、同表環境課の項を次のように改める。

環境政策課	課長	○　寄附金の収納 ○　手数料の収納
環境衛生課	課長	○　寄附金の収納 ○　墓地使用料及び墓地関係使用料の収納 ○　斎場使用料の収納 ○　手数料の収納

		○　電話使用料の収納 ○　遺留品の処分に伴う収入金の収納

別表第２の１の表長寿福祉課の項中「○　老人センター使用料の収納」を削り、同表こども家庭課の項第４欄の欄に次のように加える。

○　妊婦支援給付金返還金の収納

別表第２の１の表幼稚園・保育課の項を次のように改める。

幼保企画課	課長	○　保育所負担金及びこれに付随する収入金の収納 ○　市立認定こども園利用者負担金及びこれに付随する収入金の収納
幼保支援課	課長	○　保育所負担金に付随する収入金の収納 ○　市立認定こども園利用者負担金に付随する収入金の収納 ○　預かり保育料の収納 ○　保育所副食費徴収金の収納

別表第２の１の表交通政策課の項中「高齢者無料乗車証の再発行実費徴収金の収納」を「シルバーパスポートの再発行等実費徴収金の収納」に改め、同表下水道室の項を次のように改める。

上下水道局	下水道総務課	課長	○　下水道使用料の収納 ○　下水道事業受益者負担金の収納 ○　手数料の収納 ○　農業集落排水処理施設使用料の収納 ○　農業集落排水事業分担金の収納
	下水	課長	○　手数料の収納

	道管理課			

別表第２の１の表教育委員会の項中「学習センター使用料」を「学習センター等使用料」に改め、同表議会事務局の項中「総務課」を「議会総務課」に改める。

別表第２の２の表議会事務局の項中「総務課」を「議会総務課」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。